

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案参照条文

○外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（在外公館に勤務する外務公務員の給与）

第十三条 在外公館に勤務する外務公務員の給与は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基いて支給するものとする。

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）

（在勤手当）

第五条 在勤手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、在外職員がその体面を維持し、且つ、その職務と責任に応じて能率を充分

發揮することができるよう、在外公館の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めなければならぬ。

（在勤手当の種類）

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 在勤基本手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給する。

3 7 （略）

8 研修員手当は、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第十五条〔研修〕の規定に基づき外国において研修を命ぜられた者（以下「在外研修員」という。）に支給する。在外研修員には、研修員手当以外の在勤手当は、支給しない。

（在勤基本手当の支給額）

第十条 在勤基本手当の月額、別表第二に定める基準額（第九条の規定に基づき、在外公館の増置に伴つ

て設定された基準額を含む。）の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額とする。

2 在勤基本手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。

（研修員手当の支給額）

第十九条 研修員手当の月額は、号の別によつて別表第三に定める額とする。

2 研修員手当の号の適用に関し必要な事項は、外務省令で定める。